

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

春日部市教育委員会

就学援助制度は、経済的理由のため学用品費や給食費などの支払いが困難な保護者の人に、その費用の一部を援助する制度です。詳細は「6 援助の内容」を参照ください。

- ・年度ごとに申請が必要です。令和7年度に就学援助や入学前支給の認定を受けた人も改めて申請してください。
- ・審査の結果、支給を受けられない場合があります。

1 援助の対象となる人

春日部市に住民登録があり、春日部市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒の保護者で、次の①～③のいずれかにあてはまる人

- ① 生活保護を受けている人
- ② 同一生計の世帯全員の令和8年度所得（令和7年1月～12月分）が認定基準額を下回る人
認定基準額の目安額は、「4 審査について」の表を参照ください
- ③ 申請日において、児童扶養手当の支給、税金等の減免を受けている人

詳細は申請書裏面の「参考事項」を参照ください

2 申請方法

以下の書類を、**学校・教育委員会学務課または庄和総合支所総務担当**へ提出してください。

令和8年度 就学援助支給申請書	同じ学校に在学する兄弟姉妹は、同じ申請書に記入してください。 兄弟姉妹が別々の学校に在学する場合は、学校ごとに申請書の記入が必要です。
証明書類の写し (該当者のみ)	申請日時点で、申請書裏面「参考事項」に該当する人は、証明書類の写しを添付してください。 (例：児童扶養手当証書、国民年金保険料免除申請承認通知書、減免決定通知書等)
令和8年度 所得証明書等 (令和8年1月1日現在、住民登録が春日部市以外の人)	令和8年1月1日現在、住民登録が春日部市以外の人は、令和7年1月から12月までの所得金額が記載された証明書を世帯全員分提出してください。(対象児童生徒および未就学児は不要) ※令和8年1月1日時点の住民登録地で6月頃に発行できます。 【マイナンバーの利用により、所得証明書の提出を省略できます】 印鑑、世帯全員分のマイナンバーカード(対象児童生徒および未就学児は不要)をご用意のうえ、教育委員会学務課窓口へお越しください。 ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、個人番号が記載された世帯全員分の住民票と、ご本人確認ができるもの(運転免許証等)

* 期限までに添付書類がそろわない場合は、教育委員会学務課へご相談ください。

* 所得の有無に関わらず、世帯全員の令和8年度（令和7年分）の所得の申告を済ませてください。

3 申請受付期間

4月から援助を希望する場合は令和8年2月2日(月)から4月30日(木)までに申請してください。

令和8年5月1日（金）以降に申請する場合は、申請月の翌月が援助開始月となります。

令和8年度の最終申請期限は令和9年2月26日（金）です。

4 審査について

申請に基づき審査し、認定・否認定に関わらず、申請書を提出された人全員に結果を通知します。
(令和8年4月30日までの申請分…7月上旬、令和8年5月1日以降の申請分…申請の1~2か月後)
申請書を受け付けした際にお渡しする「受領証」は、審査結果の通知が届くまで保管してください。
※学務課へ郵送で申請書を提出された場合は「受領証」の交付を省略させていただきます。

【参考】認定基準額の目安

世帯人数や年齢、住宅状況等、各世帯状況により認定基準額は異なります。下表は簡易な目安としてご覧ください。

世帯人数	世帯構成（年齢）	世帯の年間総所得額（給与所得控除後の額）
2人	親(40)1人、小学生(8)1人	約180万円
	親(40)1人、中学生(13)1人	約200万円
3人	親(40)2人、小学生(8)1人	約250万円
	親(40)2人、中学生(13)1人	約270万円
4人	親(40)2人、小学生(8)1人、中学生(13)1人	約330万円
5人	親(40)2人、小学生(8)1人、中学生(13)1人、祖父母(69)1人	約380万円

5 支給方法

- 援助費(学校給食費を除く。)は、「就学援助支給申請書」にご記入の金融機関口座に振り込みます。
- 援助費(学校給食費を除く。)の受領を学校長に委任した場合は、学校長の口座に振り込みます。別途、「委任状」が必要となりますので、受領の委任を希望する人は、各在学校へお問合せください。

【支給時期】

4月～7月分は8月下旬に、9月分以降はそれぞれ翌月に支給します。

6 援助の内容（令和7年度の限度額のため、令和8年度は変更となる場合があります。）

義務教育学校は、下表の小学1～6年を義務教育学校1～6年、中学1～3年を義務教育学校7～9年に読み替えてください。

支給項目	年間支給限度額		備 考
	小学 1～6年	中学 1～3年	
① 学用品費	11,630円	22,730円	年間支給限度額を11ヶ月で割って支給
② 通学用品費	2,270円	2,270円	1年生を除く全学年。年間支給限度額を11ヶ月で割って支給
③ 校外活動費（宿泊無し）	1,600円	2,310円	実施月に認定を受けている参加者のみ
④ 校外活動費（宿泊あり）	3,690円	6,210円	実施月に認定を受けている参加者のみ
⑤ 新入学児童・生徒学用品費等	57,060円	63,000円	4月から認定の1年生のみ（入学前支給を受けた人を除く）
⑥ 修学旅行費	必要経費		実施月に認定を受けている参加者のみ (均一に負担した必要経費を支給)
⑦ 学校給食費	実負担額		実際に負担すべき額
⑧ 医療費	—		学校検診で学校病（う歎等）が発見され、学務課で交付された医療券を使用した場合のみ

- 生活保護を受けている人は、⑥修学旅行費・⑧医療費のみが支給対象となります。
- ③校外活動費（宿泊無し）・④校外活動費（宿泊あり）・⑥修学旅行費については、実施月から支給時期までに数か月を要する場合があります。
- 認定前にお支払いいただいた学校給食費については、後日、保護者口座に還付されます。認定後の学校給食費については、就学援助費から直接納入するため、引き落としは止まります。

7 注意事項

- 「就学援助支給申請書」提出後、記載事項に変更が生じた場合（世帯構成の変更、住所、氏名の変更等）は、認定結果に影響を及ぼす可能性があるので、至急ご連絡ください。
- 学校徴収金が未納になり、学校長から連絡を受けた時は、就学援助費の振り込みを一時停止する場合があります。